

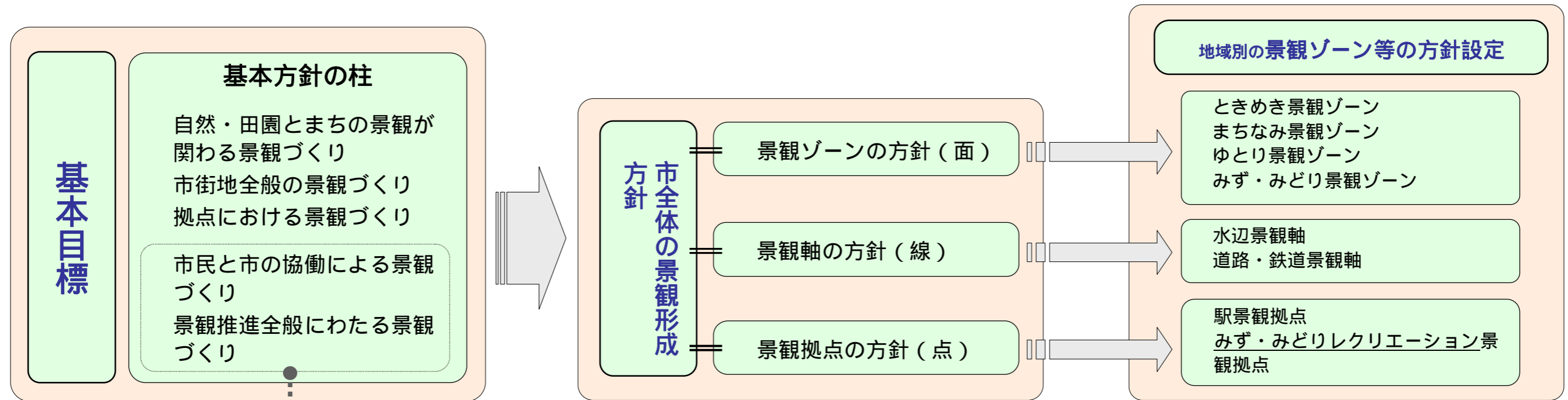
第 章 景観ゾーン等の方針設定

景観ゾーン等の方針設定の流れ

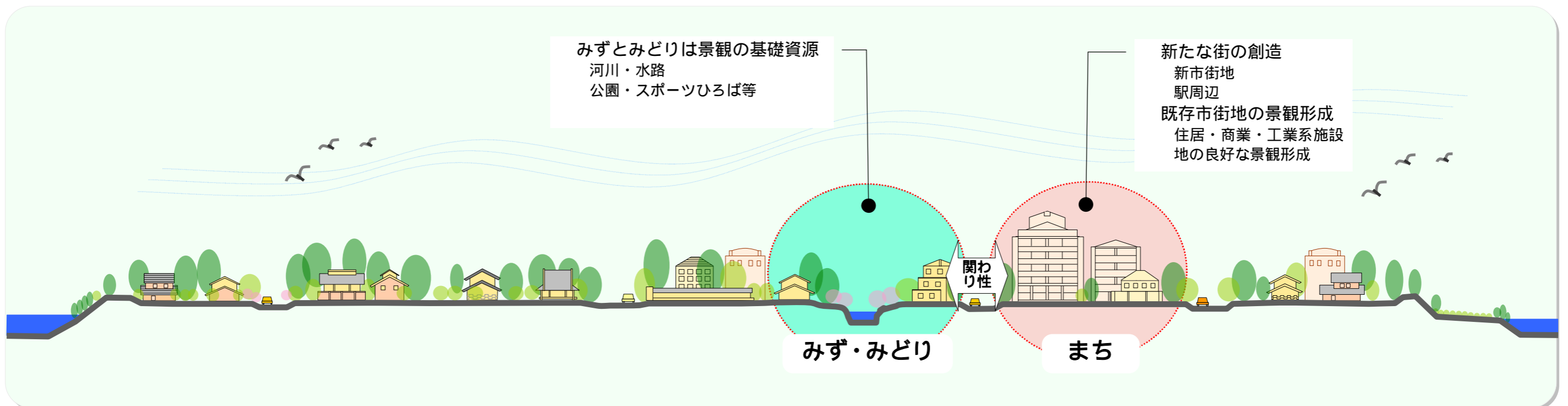
【 景観形成の基本目標 】

【 市全体の景観形成方針 】

【 景観ゾーン等の方針 】

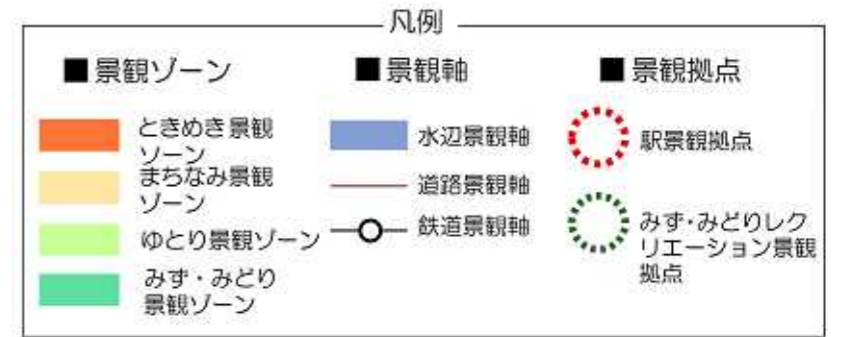


「推進方策の検討」の章で提案し、検討を行います。



1 市全体の景観形成方針

三郷市を景観の観点から次に示す三つの種別に区分して市全体の景観方針を定めます。一つは、今後の開発動向や土地利用から面的に区分した『景観ゾーン』です。二つ目は、河川・用水路と道路・鉄道の線的骨格を示す『景観軸』です。そして三つ目は、新たな街の顔づくりやレクリエーション景観の形成など、景観上重要となる点的な『景観拠点』です。



1) 景観ゾーンの方針(面)

景観ゾーン ときめき

今後、商業施設や住居施設等により新たな市街地景観が創出される一定の区域を「ときめき景観ゾーン」とします。
三郷市の新しい街の表情を創出するとともに、ゆとりと賑わい性のある景観形成を図ります。住まい空間においては、落ち着きと潤い性のある景観形成を図ります。

景観ゾーン まちなみ

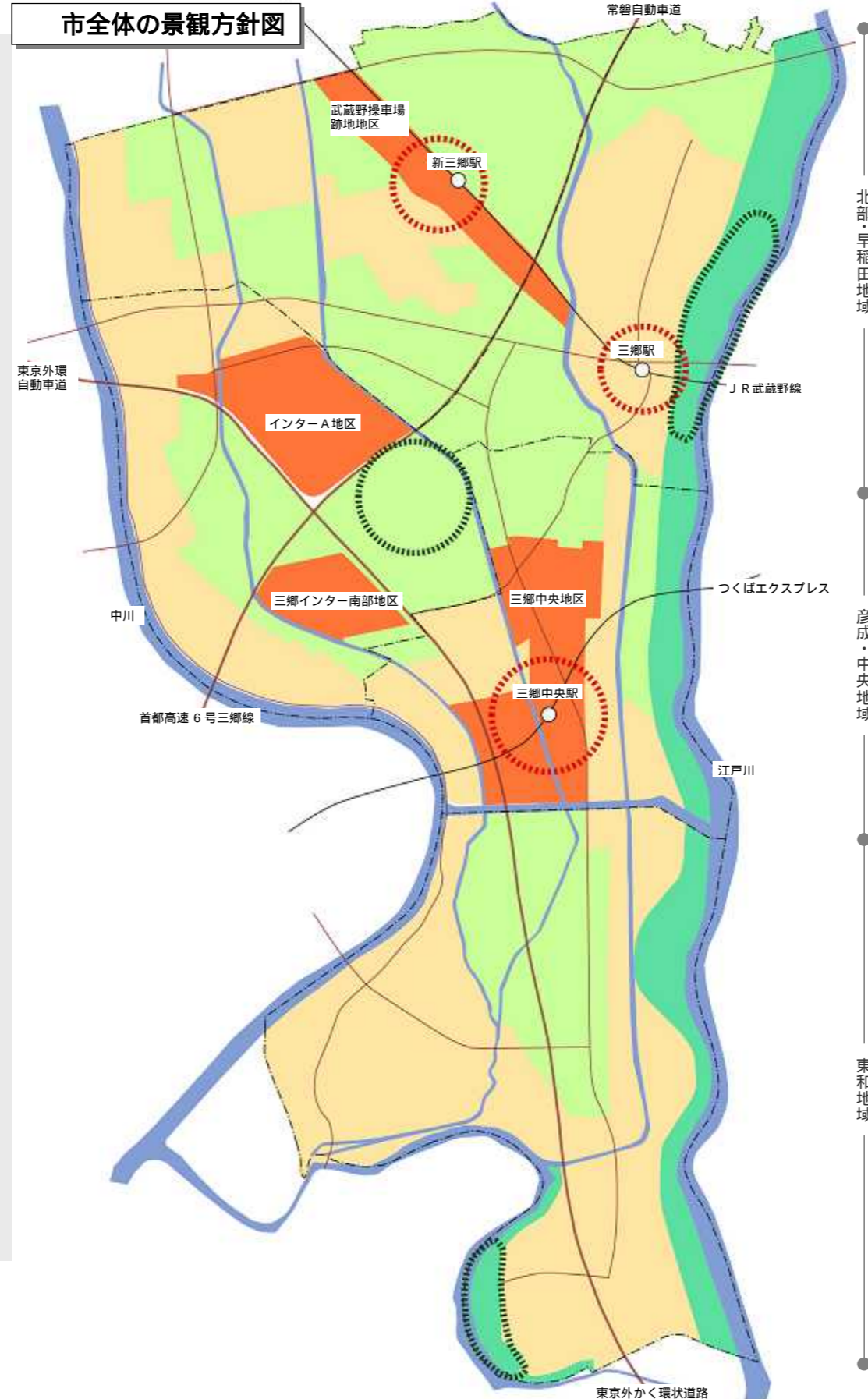
すでに、住居施設や商業施設、工業施設等により市街地等の景観形成をしている一定の区域を「まちなみ景観ゾーン」とします。
住居施設は、落ち着きと潤い性のある景観形成を図ります。また、地域らしさを残すまち並みの育成を図ります。
商業施設は、ゆとりと賑わい性のある景観形成を図ります。
工業施設は、親しみと潤い性のある景観形成を図ります。

景観ゾーン ゆとり

農地、または農地の一部に住居施設や工業施設等が点在している一定の区域を「ゆとり景観ゾーン」とします。
都市のゆとりや潤い空間として、農地景観の維持と一部住居施設等との調和に配慮した景観形成を図ります。

景観ゾーン みず・みどり

水辺や緑のオープンスペースを有し、市民のスポーツや憩い等のレクリエーション景観の区域を「みず・みどり景観ゾーン」とします。
水辺に親しみ、スポーツ、憩いの場として、水辺景観の維持と潤い性のある景観形成に努めます。



2) 景観軸の方針(線)

水辺景観軸

市域の東西に位置する江戸川・中川と市内を縦横断する河川や用水路は、三郷市景観の線的骨格を示すもので「水辺景観軸」とします。身近な水辺として親しまれるとともに、水辺景観を保全し、育成し、良好な水辺の景観形成を図ります。

道路・鉄道景観軸

市内の遠景として印象強い常磐自動車道や東京外かく環状道路等の高規格道路と、車や人の動線として市内をネットワークする主要道路、またJR武蔵野線とつくばエクスプレスを「道路・鉄道景観軸」とします。
まちなみ及びゆとり景観ゾーンとの調和に配慮した大規模構造物の景観形成を図り、人にやさしい、緑を考慮した景観形成に努めます。
また、道路軸においてはパブリックデザイン(ストリート・ファニチュア等のデザイン)に配慮した景観形成を図ります。

3) 景観拠点の方針(点)

駅景観拠点

都市の玄関口として、新たな街の顔づくりを行うべき点的区域を「駅景観拠点」とします。駅を中心に、賑わいや憩いづくりに配慮した景観形を図ります。

みず・みどりレクリエーション景観拠点

水辺や緑のオープンスペースを有し、市民のスポーツや憩い等のレクリエーション景観として重点を置く区域を「みず・みどりレクリエーション景観拠点」とします。
水と緑の景観を保全し、ゆとりと潤い性のある景観形成に努めます。